第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「十三万五千五百円」を「十四万二千百円」に改める。

別表第二中

陸士1等空士	陸士1等海士	陸士2等空士	陸士2等海士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
172,000	179,000	175,600	182,000
173,800	180,400	177,400	183,600
175,600	181,600	179,200	185,200
177,400	182,800	181,000	186,800
179,000	184,000	182,800	188,400
180,000	185,200	184,600	190,000
181,000	186,400	186,400	191,600
182,000	187,600	188,200	193,200
183,000	188,800	190,000	194,800
	190,000	191,800	196,400
	191,200	193,600	198,000
	192,400	195,400	199,600
	193,600	197,200	201,200
	194,800	199,000	202,800
	195,900	200,800	204,400

を

陸士1等空士	陸士1等海士	陸士2等空士	陸士2等海士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
172,000	179,200	186,700	193,900
173,800	180,400	188,600	195,800
175,600	181,600	190,500	197,700
177,400	182,800	192,400	199,600
179,000	184,000	194,200	201,400
180,000	185,200	195,200	202,600
181,000	186,400	196,200	203,800
182,000	187,600	197,200	205,000
183,000	188,800	198,100	206,100
	190,000	199,100	
	191,200	200,100	
	192,400	201,100	
	193,600	202,100	
	194,800		
	195,900		

に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び附則第三条の規定　令和二年四月一日

二　第三条及び附則第四条の規定　令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日

2　第一条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の法（次条において「新法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第三条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第五十一号。以下この項において「一般職給与改正法」という。）第二条の規定の施行の日（以下この項において「一般職給与改正法一部施行日」という。）の前日において法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であって、一般職給与改正法一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（政令で定める職員を除く。）に対しては、一般職給与改正法一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この項において「改正後の一般職給与法」という。）第十一条の十の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で政令で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一　法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二　旧手当額から法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

2　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（一等陸士等の俸給月額及び自衛官候補生手当に関する経過措置）

第四条　第三条の規定の施行の日の前日において一等陸士、一等海士若しくは一等空士若しくは二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する同条の規定による改正後の法第二十四条の二第二項及び別表第二の規定の適用については、同項中「十四万二千百円」とあるのは「十三万五千五百円」と、同表中

陸士1等空士	陸士1等海士	陸士2等空士	陸士2等海士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
179,200	186,700	190,500	197,700
180,400	188,600	192,400	199,600
181,600	190,500		
182,800	192,400		

陸士1等空士	陸士1等海士	陸士2等空士	陸士2等海士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
175,600	184,000	194,200	201,400
177,400	185,200	195,200	202,600
	186,400	196,200	203,800
179,000	187,600	197,200	205,000
180,000			
181,000	188,800	198,100	206,100
182,000	190,000	199,100	
	191,200	200,100	
183,000	192,400	201,100	
	193,600	202,100	
	194,800	203,000	
	195,900	204,100	
	197,000	205,200	
	198,100	206,100	

とあるのは

陸士1等空士	陸士1等海士	陸士2等空士	陸士2等海士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
172,000	179,000	182,000	189,200
173,800	180,400	183,600	191,100
175,600	181,600	185,200	192,800
177,400	182,800	186,800	194,400
179,000	184,000	188,400	196,000
180,000	185,200	189,200	197,200
181,000	186,400	190,000	198,400
182,000	187,600	191,600	199,600
183,000	188,800	193,200	200,800
	190,000	194,800	202,000
	191,200	196,400	203,200
	192,400	198,000	204,400
	193,600	199,600	205,600
	194,800	201,200	206,800
	195,900	202,800	208,000
	197,000	204,400	209,200
	198,100	205,600	210,400

とする。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

防衛大臣　河野　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三